

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から63年3月まで  
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和61年7月から63年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
申立期間については、昭和61年7月に婚姻後、国民年金に加入し、納税組合を通じて、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、その夫についても、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和61年6月3日以降であると考えられ、申立期間については、現年度納付が可能であり、事実、その夫は、申立期間の保険料について納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間当時のA町役場(現在は、B市役所)においては、年度途中であっても納税組合を通じた保険料の納付が可能であったことから、納税組合を通じて夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支部における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月30日から同年5月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支部における被保険者資格喪失日が、昭和36年4月30日である旨の回答を受けた。

私は、昭和36年5月1日付けでA社B支部から同社C支店へ異動したことから、同社B支部における被保険者資格喪失日は、同社C支店における資格取得日と同一であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同じく昭和36年5月1日付けでA社B支部から他の支店へ異動した同僚4人(申立人を含む。)のうち、連絡先の判明した同僚1人に照会したところ、申立人は申立期間に同社B支部に勤務していた旨の証言が得られた。

また、被保険者原票により、申立期間当時、A社B支部において被保険者資格を有していた同僚のうち、申立期間後、昭和38年3月31日までの間に、同社B支部から他の支店へ異動した者のうち連絡先の判明した者3人に照会したところ、同一会社内における異動であり継続して勤務していたはずである旨、及び異動時に厚生年金保険被保険者期間に空白を生じさせる取扱いは行われていなかった旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社

B支部に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支部に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和36年3月の記録により、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和36年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年1月まで  
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、平成7年5月から8年1月までの国民年金保険料が申請免除とされていた。

平成7年5月ころ、A市役所の徴収人が自宅に来た際、夫が申請免除の手続を行ったが、私は、すぐに市役所へ行き申請免除を取り消し、保険料納付の手続を行った。また、保険料については、毎月、私の給料日直後に銀行で納付していたはずである。

このため、申立期間について申請免除とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の納付書を発行してもらい、毎月15日に保険料を納付したと主張しているが、申立期間における夫の納付記録では、平成8年7月から10年3月にかけて4回に分けて保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

また、申立人は、申立期間について、その夫が、申請免除の手続を行ったが、すぐに、市役所に行き申立人自身で夫婦二人分の申請免除を取り消し、同期間の保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、世帯主である申立人の夫は、保険料の納付免除の申請を行っている事実が確認でき、かつ申立期間の保険料を平成8年7月以降に追納していることが確認できることから、申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性が<sup>な</sup>い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 966

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から同年 11 月までの期間及び 54 年 6 月から 55 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月から同年 11 月まで  
② 昭和 54 年 6 月から 55 年 10 月まで

昭和 55 年 10 月ごろ、54 年 5 月に A 社を退職してから 55 年 10 月に B 社に入社するまでの期間について、国民年金に加入していないことに気づき、妻と一緒に C 市役所へ行き、加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料とその時点で未納となっていた 53 年 8 月から同年 11 月までの保険料を併せてすべて納付した。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その場合、C 市を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「D」であるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号は E 社会保険事務所管内の市町村に払い出される「F」であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の国民年金被保険者（20 歳の強制加入者）の資格取得日により、平成 4 年 11 月 19 日以降であると考えられ、この時点では、特例納付制度は存在しておらず、両申立期間については時効により保険料を納付することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人の年金記録については、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成 4 年 11 月より後の 5 年 2 月 25 日に、厚生年金保険被保険者資格記録が追加されたことが確認できることから、申立期間①及び②の間の期間である昭和 53 年 12 月から 54 年 5 月までの保険料について申し立てていない点に矛盾が認められる。

その上、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月から 34 年 5 月まで  
② 昭和 35 年 5 月から 36 年 1 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A自治体B区の会社に勤務していた昭和 33 年 5 月から 34 年 5 月までの期間及びC社に勤務していた 35 年 5 月から 36 年 1 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

正社員として両事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A自治体B区内の会社に勤務していたと主張しているが、事業所名及び同僚の名前を記憶していないことから、当時の勤務状況等について、事業所からの回答及び同僚からの証言を得ることができない。

また、申立人は、申立期間①に勤務していた会社の取引先としてD社を挙げていることから、同社に照会したところ、申立期間①当時の資料は残存していないとしており、当時の同社の取引先について確認できない旨の回答であったため、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

2 申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録を調べたところ、同社は、昭和 38 年 3 月 1 日に、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる。

また、C社に照会したところ、申立期間②当時の資料は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について確認できない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は申立期間②当時の同僚の名前を記憶していないほか、



当時の事業主は既に他界していることから、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできない。

- 3 このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 25 日から 47 年 6 月 28 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、  
A社B工場に勤務していた申立期間について、昭和 47 年 8 月 29 日に脱退  
手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について  
脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当  
金が支給されたことを示す「脱C」の表示が記されているとともに、申立期  
間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から2か月後の昭和 47  
年 8 月 29 日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立  
期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に  
係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが  
無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人  
以外に「脱C」の表示がある者は一人であり、その一人についてもオンライ  
ン記録より脱退手当金の支給記録があることが確認でき、このことについて  
当人に照会したところ、脱退手当金を受領したことを記憶しているとともに、  
請求手続についても、当人自身で行った旨の証言が得られ、事実、申立期間  
当時の脱退手当金の取扱いについて、同社に照会したところ、代理請求は行  
っていない旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録により、申立人には、申立期間のほか、昭和 35 年  
4 月 1 日から 40 年 10 月 24 日まで勤務したD社における脱退手当金が、41  
年 12 月 6 日に支給されていることが確認することができ、このことについて、  
申立人は、自ら請求手続を行い、受給したことを認めている。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記

憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。